

不在者投票制度はご存じですか？

◆**不在者投票**：滞在先（避難先）の市区町村の選挙管理委員会で投票できます。
福島県以外にお住まいの方にお薦めする投票方法です。

※詳しくは、同封の「選挙のお知らせ」をご確認ください。

不在者投票の手続き

1. 双葉町選挙管理委員会へ 投票用紙等の請求

「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入のうえ、請求してください。

2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り

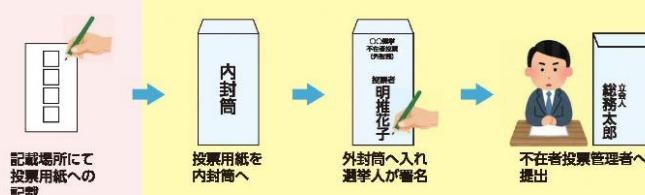
※注意
不在者投票
証明書は
開封しない！
投票用紙に予め
記入しない！



投票用紙等を持参のうえ、滞在先(避難先等)の 市区町村の選挙管理委員会へ

3. 不在者投票

封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、以下の手続きを行います。



滞在先(避難先等)の
市区町村選挙管理委
員会から、双葉町選
挙管理委員会へ投票
用紙が郵送されます

令和8年2月8日（日）は、衆議院議員総選挙・
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です！
皆さん、棄権しないで必ず投票しましょう！！

その他にも、投票日当日に旅行など、何らかの用事で投票へ行けない場合に、告示日の翌日から投票日前日までの決められた期間に投票ができる**期日前投票制度**があります。

※詳しくは、同封の「選挙のお知らせ」をご確認ください。



【問合せ先】

双葉町選挙管理委員会事務局
連絡先：0240-33-0124